

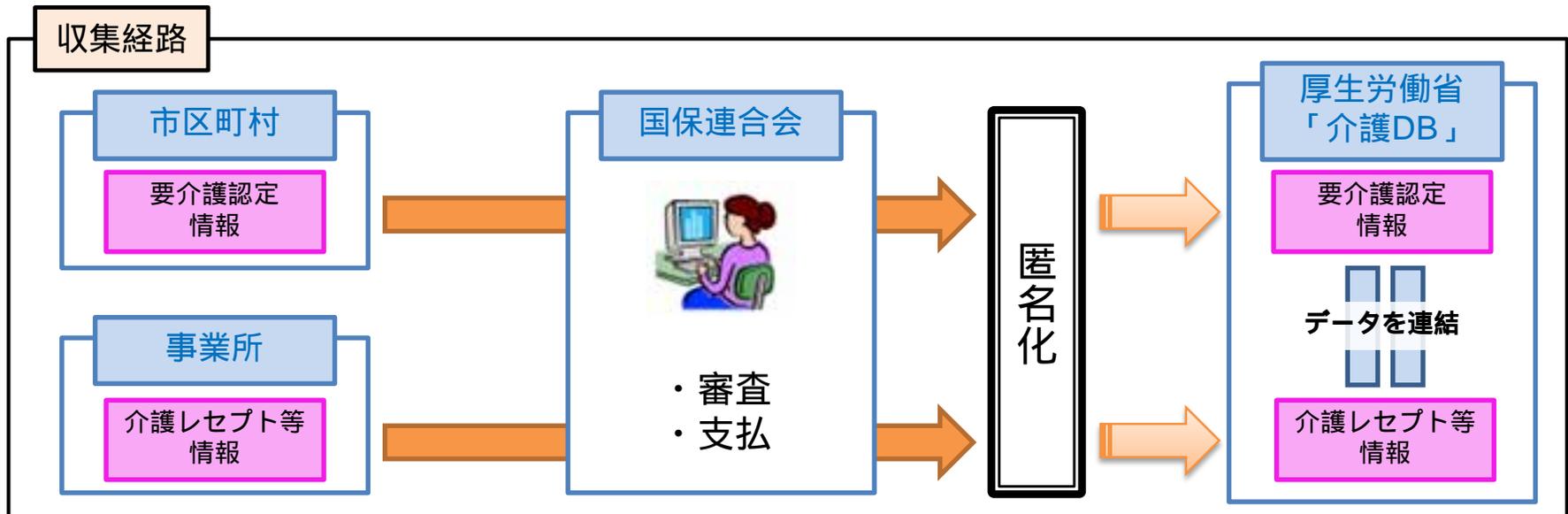
1. 介護DBの概要

保有情報

- ・ 要介護認定情報
- ・ 介護レセプト等情報

平成28年7月よりこれまでの利用状況

全国の介護保険者の特徴や課題、取組等を始めとする、介護・医療関連情報を、国民も含めて広く共有する「地域包括ケア『見える化』システム」において利用



2. 格納されているデータについて（要介護認定情報）

市区町村が要介護認定に用いた調査の結果

市区町村で個人情報が匿名化された上で、介護DBへ格納される。

格納件数：約5,161万件（平成21年4月～平成30年2月）

格納されている主なデータ

1) 要介護認定一次判定

- ・基本調査74項目
- ・主治医意見書のうち、短期記憶、認知能力、伝達能力、食事行為、認知症高齢者の日常生活自立度の項目
- ・要介護認定等基準時間
- ・一次判定結果

2) 要介護認定二次判定

- ・認定有効期間
- ・二次判定結果

2. 格納されているデータについて（介護レセプト等情報）

審査支払機関である国民健康保険団体連合会を經由して、保険者へ請求される介護レセプトに記載されている内容

国民健康保険団体連合会を經由して収集され、個人情報が匿名化された上で、介護DBへ格納される。

格納件数：約 8.6億件（平成24年4月～平成29年11月サービス提供分）

格納されている主なデータ

要介護者等に関する情報	
属性	サービス内容
性別	サービスの種類
生年月	単位数
要介護状態区分	日数
認定有効期間	回数
保険分給付率	・・・

介護DBの利用状況

要介護認定情報・介護レセプト等情報の利用の流れ

第1回 要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関する有識者会議
(平成30年3月14日) 資料2 (一部改変)

介護保険法に基づく利用

市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成等に資する調査及び分析
国民の健康保持増進及びその有する能力の維持向上に資する調査及び分析

厚生労働省

都道府県・市町村

国による分析

結果の公表

厚生労働大臣に対し、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業計画の作成等に資する調査・分析に必要な情報の提供を要請

都道府県・市町村による分析

左記以外の利用

国民の健康の保持増進等を目指した正確なエビデンスに基づく施策の推進

左記施策に有益な分析・研究
学術研究の発展に資する目的で行う分析・研究

関係省庁・自治体

左記以外の主体
(研究機関等)

データ提供の申し出

〔 所掌事務の遂行に必要な範囲内であることが前提 〕

ガイドラインに基づく有識者による審査

データ利用の目的や必要性等について審査
データ利用の目的として「公益性の確保」が必要

データ提供の可否について大臣に助言

大臣決定

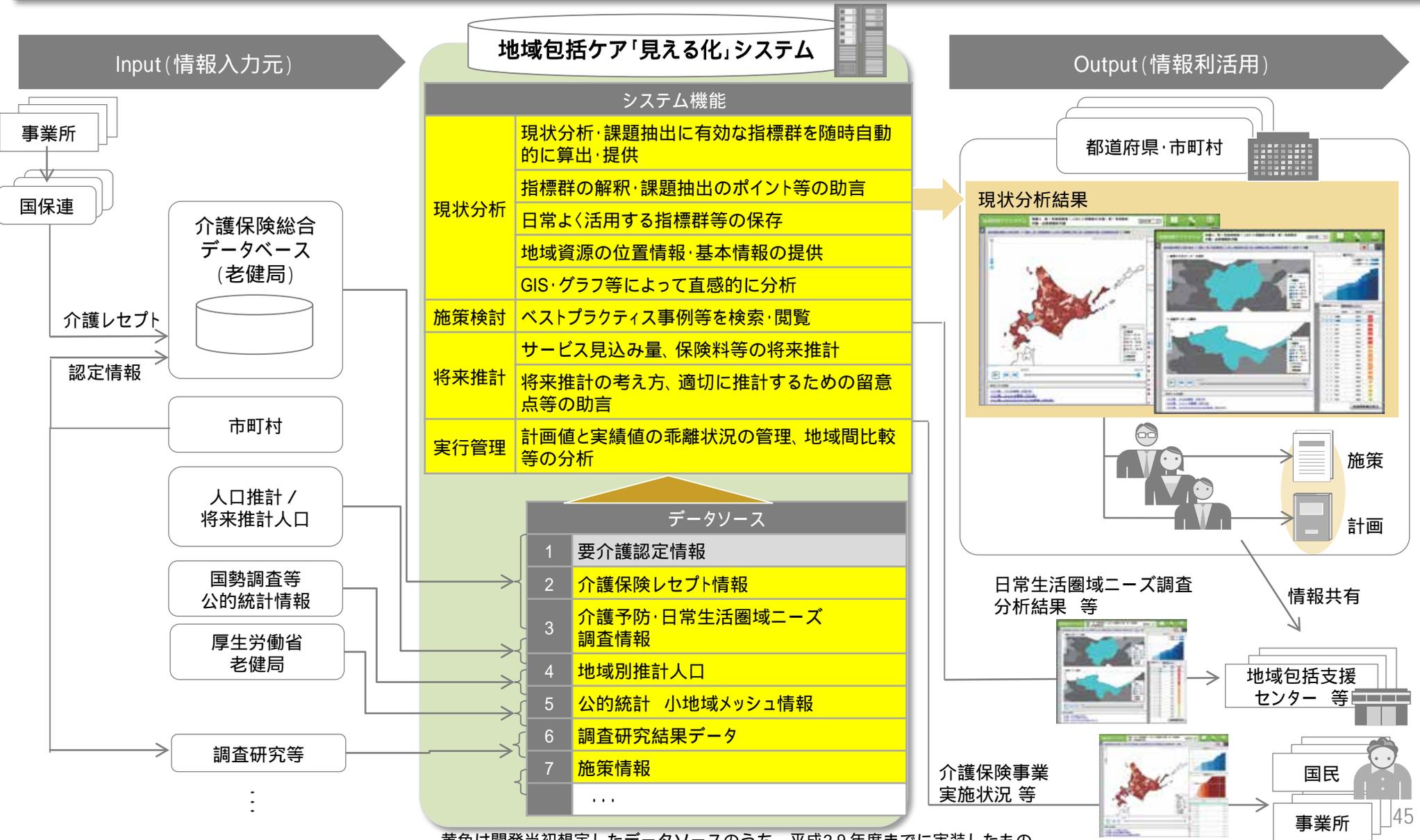
データ提供

分析の実施

結果の公表

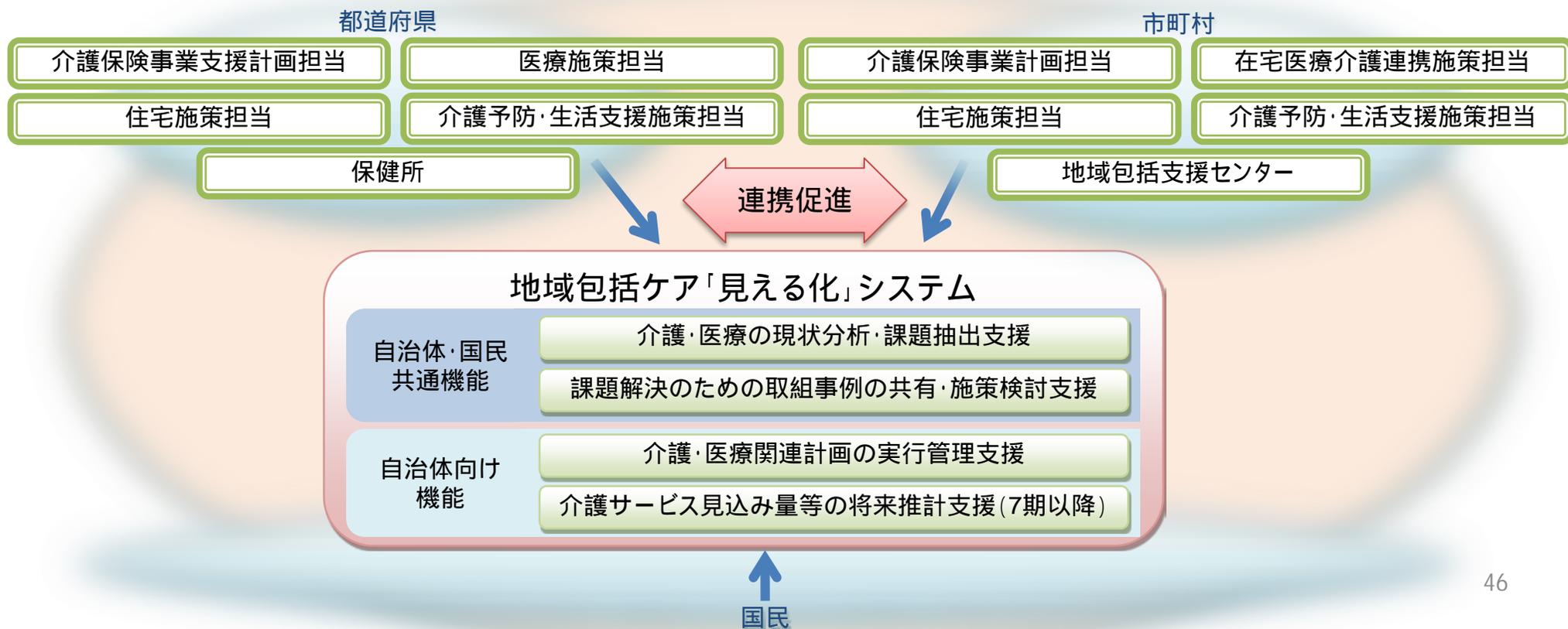
介護・医療関連情報の「見える化」の推進（イメージ）

地域包括ケアシステムの構築に向けて、全国・都道府県・二次医療圏・老人福祉圏・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるように、介護・医療関連情報を、国民も含めて広く共有（「見える化」）するためのシステムの構築等を推進する



地域包括ケア「見える化」システムの目的

- 地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムである。
- これにより、都道府県・市町村は地域間比較等による現状分析から課題抽出が容易になり、同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参考にすることで、自らに適した施策を検討しやすくなる。
- また、都道府県・市町村内の関係者全員が一元化された情報を共有することで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携をしやすくなる。
- 加えて、担当者の人事異動による影響を効果的かつ効率的に補完することができ、スピード感をもって継続性のある施策を実行しやすくなる。
- さらに、一部の機能を除き、誰でも利用することができるようになり、住民も含めた地域の関係者間で、地域の課題や解決に向けた取組を共有でき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しやすくなる。



地域包括ケア「見える化」システムの機能

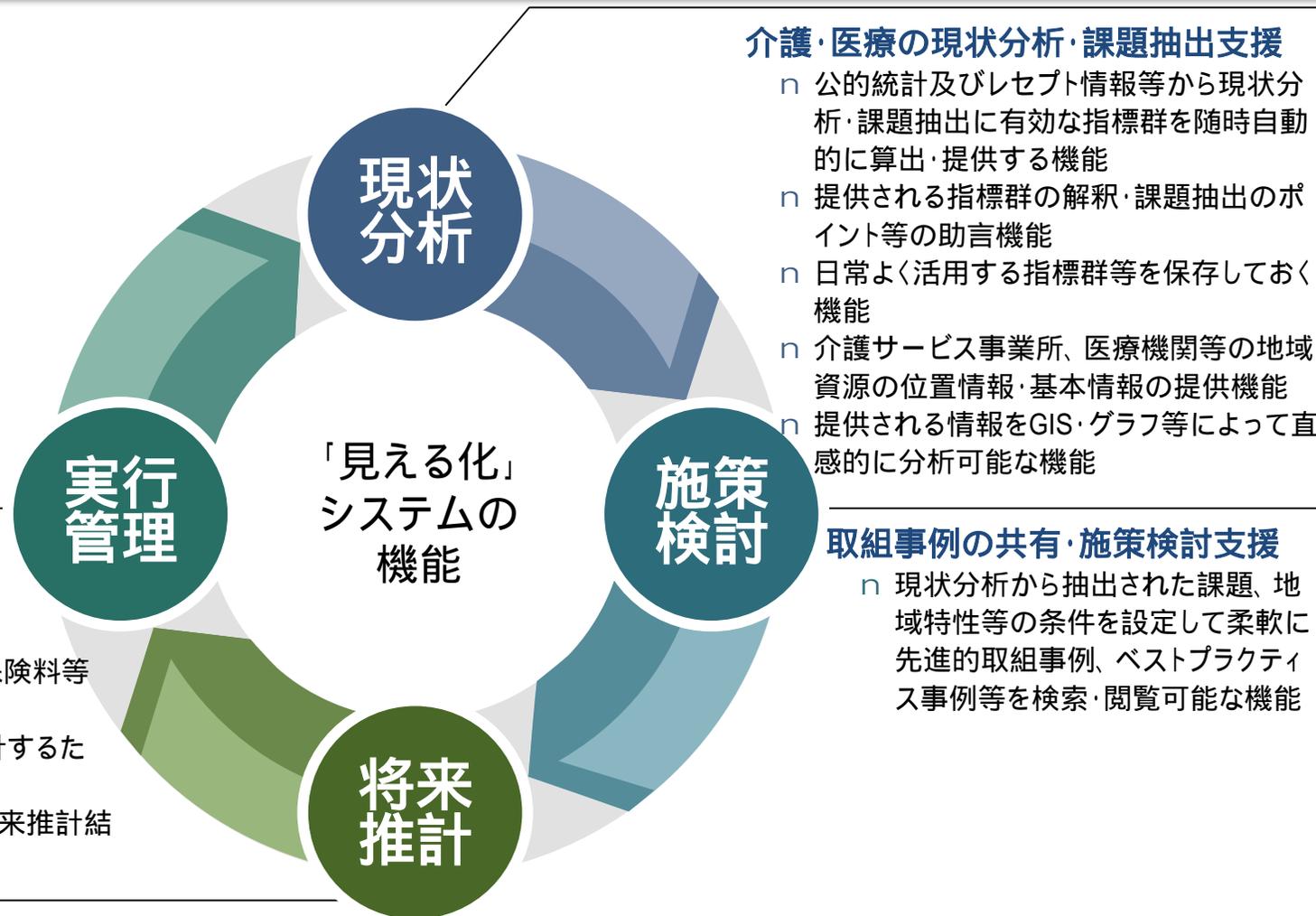
地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における計画策定・実行を支えるために「介護・医療の現状分析・課題抽出支援」「課題解決のための取組事例の共有・施策検討支援」「介護サービス見込み量等の将来推計支援」「介護・医療関連計画の実行管理支援」の機能を提供する。

介護・医療関連計画の実行管理支援

- 介護・医療関連計画における将来推計結果、定量目標値等(計画値)の登録機能
- 計画値と実績値の乖離状況の管理、地域間比較等の分析機能

介護サービス見込み量等の将来推計支援(7期)

- 介護サービス見込み量、介護保険料等の将来推計機能
- 将来推計の考え方、適切に推計するための留意点等の助言機能
- 国・都道府県による市町村別将来推計結果の集計・分析機能



- 1 介護保険総合データベースに格納された要介護認定情報・介護レセプト等情報の第三者提供について検討するため「要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関する有識者会議」を設置。
- 1 これまで3回開催し、第三者提供に係る告示・要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドラインを発出、データ提供申出受付を開始し、データ提供の可否に係る初回審査を実施。
- 1 今後、承諾された提供申出についてデータ提供を行う予定。

検討の経緯

第一回（2018年3月14日）

- ・要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関する検討事項の確認
- ・ガイドライン（案）の検討
- ・提供するデータセットに関する検討

第三者提供に係る告示の発出（2018年6月1日発出）

「介護保険法第118条の2第2項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針」（厚生労働省告示第240号）

第二回（2018年7月5日）

- ・提供するデータセットに関する検討
- ・模擬申出に対してガイドライン（案）に基づいた模擬審査の実施
- ・要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドラインを発出（2018年7月26日）
- ・事前説明会開催後、提供申出受付開始（2018年8月）

第三回（2018年11月14日）

- ・提供申出について提供の可否を審査。

今後の予定

- ・承諾された提供申出について、データ抽出後に提供。
- ・概ね3ヶ月に一度のペースで審査を行う予定。

構成員

荒木暁子	公益社団法人日本看護協会常任理事
石川広己	公益社団法人日本医師会常任理事
石本淳也	公益社団法人日本介護福祉士会会長
市川衛	NHK科学・環境番組部チーフ・ディレクター
今村知明	奈良県立医科大学教授
齋藤俊哉	国民健康保険中央会理事
瀬戸雅嗣	公益社団法人全国老人福祉施設協議会理事・統括幹事
高橋肇	公益社団法人全国老人保健施設協会常務理事
千葉正展	独立行政法人福祉医療機構経営サポートセンター参事
仲井培雄	一般社団法人日本慢性期医療協会常任理事
馬袋秀男	民間介護事業推進委員会代表委員
濱田和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長
藤井賢一郎	上智大学社会人間科学部社会福祉学科准教授
藤井康弘	全国健康保険協会理事
松田晋哉	産業医科大学公衆衛生学教授
松山裕	東京大学大学院医学系研究科公共健康医学専攻生物統計学教授
武藤香織	東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター公共政策研究分野教授
山本隆一	一般財団法人医療情報システム開発センター理事長

は座長

NDB、介護DBに対する 新たな要請

新たな要請

NDB、介護DBに対しては、経済財政諮問会議等において、

- ・ 医療と介護のレセプトデータを全国的に連結すること（平成28年5月 経済財政諮問会議 総理発言）
- ・ 健康・医療・介護のビッグデータを連結し、医療機関や保険者、研究者、民間等が活用できるようにすること（経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定））

等の期待が示されている。

これらの期待の背景には、

- ・ 団塊の世代が75歳を迎える2025年を節目を念頭に、効果的・効率的な医療介護提供体制や地域包括ケアシステムの構築の推進に向けた、医療と介護の双方にかかる課題の分析に対する期待
- ・ NDB、介護DB以外の目的別のデータベースの整備の進捗を踏まえた新たな解析への期待などが挙げられる。

今後の検討

以下について、NDB、介護DBに関する特質を踏まえた検討が必要。

地域における効果的・効率的で質の高い医療・介護の提供体制や地域包括ケアシステムの構築等の観点から、現在、個々に収集、管理、分析が行われているNDBと介護DBで保有する情報について、連結解析を可能とすること、DPCデータ及びその他の公的データベースとの関係整理、に即した第三者提供の枠組みの整理

参考

経済財政諮問会議における総理発言（平成28年5月11日 第8回経済財政諮問会議における安倍総理大臣発言抜粋）

社会保障については、医療・介護分野における徹底的な『見える化』を行い、給付の実態や地域差を明らかにすることにより、より効果的で効率的な給付を実現していきます。このため、塩崎大臣におかれては、医療や介護のレセプトデータを全国的に連結し、社会保障給付費を効率化していくための具体案を諮問会議に報告していただきたいと思います。

経済財政運営と改革の基本方針2017 ～人材への投資を通じた生産性向上～（平成29年6月9日閣議決定）抜粋

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進 3. 主要分野ごとの改革の取組 (1) 社会保障 健康増進・予防の推進等

個人・患者本位で最適な健康管理・診療・ケアを提供する基盤として、健康・医療・介護のビッグデータを連結し、医療機関や保険者、研究者、民間等が活用できるようにするとともに、国民の健康管理にも役立つ「保健医療データプラットフォーム」や、自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析するためのデータベースについて、2020年度(平成32年度)の本格運用開始を目指す。

未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）

行政・保険者・研究者・民間等が、健康・医療・介護のビッグデータを個人のヒストリーとして連結・分析できる解析基盤について、本年度から詳細なシステム設計に着手し、平成32年度から本格稼働する。